

新型コロナウイルス感染症に関連する古賀市内の事業者への主な支援一覧

令和3年3月12日時点

	制度名称	主な対象者や支援内容	管轄	申請期間	問い合わせ先
給付	令和3年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や外出自粛により影響を受け、売上が減少した	緊急事態宣言の影響緩和に係る一時金（一時支援金） 令和3年1月～3月のうちの任意の1月の売上が前年同月比又は前々年同月比で50%以上減少した中小法人、個人事業者に給付金を支給 【上限額】中小法人：60万円、個人：30万円	国	R3.3.8～R3.5.31	一時支援金事務局相談窓口 ☎0120-211-240
	令和3年1月に発令された緊急事態宣言により飲食店等の営業時間短縮をおこなった	福岡県感染拡大防止協力金（第2期） 令和3年2月8日から2月28日までの全ての期間に営業時間短縮をおこなった飲食店等を経営する中小法人、個人事業者に協力金を支給 【支給額】1店舗当たり最大126万円（1日あたり6万円×21日）	県	R3.3.1～R3.4.21	福岡県感染拡大防止協力金コールセンター ☎0120-567-918
		福岡県感染拡大防止協力金（第3期） 令和3年3月1日から3月7日までの全ての期間に営業時間短縮をおこなった飲食店等を経営する中小法人、個人事業者に協力金を支給 【支給額】1店舗当たり最大28万円（1日あたり4万円×7日）		R3.3.8～R3.4.21	
		福岡県感染拡大防止協力金（第4期） 令和3年3月8日から3月21日までの全ての期間に営業時間短縮をおこなった飲食店等を経営する中小法人、個人事業者に協力金を支給 【支給額】1店舗当たり最大56万円（1日あたり4万円×14日）		R3.3.22～R3.4.21	
売上が減少し店舗などの家賃・地代の支払いが苦しい	福岡県家賃軽減支援金 国の「家賃支援給付金」給付対象者（確定申告の納税地が福岡県内であること）に、県が支援金を上乗せして支給 【上限額】法人：60万円、個人：30万円	県	R2.7.27～R3.3.16	「福岡県家賃軽減支援金」に関する相談コールセンター ☎0570-010833	
補助・助成	一時休業などで手当などを支給した	雇用調整助成金 一時休業などで労働者の雇用維持を図った事業者（売上高の減少要件等あり）に、休業手当などの一部を助成 【助成率】最大10/10（1人当たり日額15,000円上限）	国	（緊急対応期間） R2.4.1～R3.4.30	福岡助成金センター雇用調整助成金分室 ☎092-402-0537
	休業させられた労働者のうち休業手当を受け取ることができなかった	休業支援金・給付金 令和2年10月～12月、及び令和3年1月から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに、コロナの影響を受けた事業主が休業させた労働者であり、その休業に対する賃金（休業手当）を受け取ることができない方 【支給額】休業日賃金の8割（日額上限11,000円）を休業実績に応じて支給	国	R3.3.31期限/令和3年1月～緊急事態宣言解除の月の翌月末の期間分は、その3月後の末日	厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター ☎0120-221-276
	新型コロナ感染予防に伴う経営革新にチャレンジしたい	経営革新実行支援補助金（感染防止対策） 経営革新計画を策定し、業種別ガイドラインに基づいた感染防止対策を行う県内の中小企業等（売上が前年同月比15%以上減少等の要件あり）を支援 【補助率】対象経費の3/4以内（上限50万円）	県	R2.5.7～R3.9.30	福岡県新事業支援課 ☎092-643-3449
貸付	資金繰りのため融資を受けたい	福岡県制度融資 市町村にて、セーフティネット保証4号（前年比20%以上売上減）、危機関連保証（前年比15%以上売上減）、セーフティネット保証5号（前年比5%以上売上減）の認定を受けた、中小法人・個人事業者への融資 ①【新型コロナウイルス感染症対応資金】 融資限度額6000万円、融資期間10年以内（据置5年以内）、融資利率3年間実質無利子・無担保、保証料0 ②【緊急経済対策資金】 融資限度額1億円、融資期間10年以内（据置2年以内）、融資利率1.3%、保証料0	県	① R2.5.1～R3.12.31 ② 受付中（終了日未定）	福岡県フリーダイヤル経営相談窓口 ☎0120-567-179
		政府系金融機関融資 最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少などの要件を満たした事業者への、3年間実質無利子・無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」など			
	緊急小口資金 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための少額貸付 貸付上限：10万円以内（個人事業主等の特例の場合は20万円以内） 据置期間1年以内、償還期限2年以内、無利子	国	R3.3月まで	相談コールセンター（厚生労働省設置） ☎0120-46-1999 古賀市社会福祉協議会（社協） ☎092-944-2941	
猶予・減免	売上が減少し納税が難しい	徴収の猶予 一時的に納税ができない場合、納税を猶予する制度。令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が前年同月比20%以上減少した場合は、担保不要・延滞金なしの特例制度あり	国・県・市	納期限まで	国税：香椎税務署 ☎092-661-1031 県税：東福岡県税事務所 ☎092-641-0201 市税：収納管理課 ☎092-942-1124
	売上が減少し国民健康保険税の支払いが難しい	国民健康保険税の減免 世帯主の事業収入等が前年比30%以上減少する見込みがあること等の条件で、一部免除から全額免除を行う制度（平成31年度第8期から令和2年度第8期の国民健康保険税）	市	受付中（終了日未定）	市民国保課国保係 ☎092-942-1193

※作成時点の概要ですので、各制度の詳細を確認して手続きしてください。